

吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務委託
公募型プロポーザル実施要領（案）

1 目的

この要領は、吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するためのプロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業 務 名	吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務委託
(2) 業 務 内 容	「吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務委託特記仕様書」のとおり
(3) 履 行 期 間	委託契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
(4) 提案上限額	金199,999,645円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、予定価格を示すものではない。

3 公募型プロポーザル方式採用の理由

本市では、木更津市基本構想に掲げる「みなとまち木更津再生プロジェクト」の具現化に向け、「木更津飛行場周辺まちづくり基本構想」を策定し、「みなとまち木更津の再生」・「災害に強いまちづくりの実現」を目指した取組を進めており、吾妻公園においては、子どもから高齢者まで多世代が気軽に集い、学び・憩える・心地よい空間の創出に向けた施設整備を進めている。

本業務は、令和5年度に策定した「木更津飛行場周辺まちづくり実施計画（吾妻公園）」（以下「実施計画」という。）に基づき、ホール、図書館、中央公民館を複合化した文化芸術施設や大屋根広場、交通公園等の施設構造や設備、公園全体の施設配置を取りまとめることを目的とする。

基本設計等業務にあたっては、吾妻公園文化芸術施設の運営や周辺環境の特色に適切に対応し、建設費・維持管理費の低減等を図ることができるよう、柔軟かつ創造性のある企画等について、建築設計の高い技術、豊富な経験、専門知識が求められることから、価格の競争で選定するのではなく、公募により複数の者から企画を提案してもらい、創造性、技術力等を審査の上、事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

4 審査の概要

- (1) 本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、「木更津市吾妻公園文化芸術施設整備検討委員会検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置しており、本プロポーザルの実施にあたっては、本実施要領に定める提出書類の内容等について、「吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務委託公募

型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき。検討委員会において審査を行う。

なお、検討委員会は、契約締結後に作成する基本設計の内容についても審議する予定である。

(2) 審査は2段階で行う。

①第1次審査

参加意向申出書等の書類審査を行い、技術提案書等の提出者（以下「技術提案者」という。）を選定する。

②第2次審査

第1次審査により選定された提案者を対象に、提出された技術提案書等に基づくプレゼンテーションを実施し、受託候補者を選定する。

5 参加者の構成要件

(1) 本プロポーザルに参加する者は、単独事業者又は複数の事業者によって構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）によるものとする。

(2) 共同事業体で参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

①共同事業体を構成する事業者の中から代表事業者を定めること。

②共同事業体を構成する構成員（以下「構成員」という。）は単独事業者及び他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加することはできない。

③各構成員の全てを明らかにし、各構成員の役割分担を明確にすること。

④代表事業者は、本プロポーザル実施期間中から本業務が完了するまで、本市との連絡窓口を務めること。ただし、本業務履行中において、本市が必要とする場合において、構成員と連絡をとることがある。

⑤代表事業者は、本プロポーザルが終了するまで、必要な諸手続きを行うこと。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) プロポーザル参加意向申出書（別記第1号様式）の提出期限日において、木更津市入札参加資格者名簿に登録されている者

(2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項のいずれにも該当しない者

①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りにした者

- ②会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ③民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 検討委員会の委員が属していない者
- (5) 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (6) 平成２６年４月１日以降に元請として受注し、完了した業務のうち、５，０００㎡以上の公共施設の新築、改築、増築に係る基本設計又は実施設計業務の履行実績を有すること（共同事業体で履行した業務の場合は、代表構成員として履行したものに限る。）。
- (7) 共同事業体で参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ①全ての構成員が、上記（２）から（４）の要件を満たしていること。
 - ②代表事業者が、上記（１）及び（５）の要件を満たしていること。
 - ③構成員の１者以上が、上記（６）の要件を満たしていること。

7 実施スケジュール（事務の都合により変更となる場合がある。）

内容		日程
実施要領等の配布		令和６年５月１７日（金）
第１次審査	参加意向等に関する質問受付期間	令和６年５月１７日（金）から 令和６年５月２４日（金）午後５時まで
	参加意向等に関する質問の回答	令和６年５月３０日（木）
	参加意向申出書提出期限	令和６年６月１４日（金）午後５時まで
	第１次審査結果通知 及び技術提案書提出依頼	令和６年６月２１日（金）
第２次審査	技術提案書等に関する質問受付期間	第１次審査結果通知があった日から 令和６年７月 ２日（火）午後５時まで
	技術提案書等に関する質問の回答	令和６年７月 ９日（火）
	技術提案書の提出期限	令和６年７月２９日（月）午後５時まで
	第２次審査（プレゼンテーション）	令和６年８月 ６日（火）
	第２次審査結果通知	令和６年８月 ８日（木）
	受託候補者と協議及び見積書の提出	令和６年８月２７日（火）以降
契約の締結及び委託開始		令和６年８月下旬

8 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を次のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・ 吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・ 吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務委託に係る公募型プロポーザル別記様式
- ・ 吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務委託特記仕様書
- ・ 吾妻公園文化芸術施設基本設計等業務委託公募型プロポーザル審査要領

(2) 交付方法

木更津市公式ホームページ内に掲載する。

(直接受け取る場合)

受取場所：千葉県木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎8階
企画部地域政策室

時 間：午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日を除く）

※郵送、ファクス及び電子メールでの配布は行わない。

9 参加意向申出書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、質問書（任意様式）を担当部局に提出するとともに、電話により担当部局へ提出したことを連絡すること。

(3) 回答

令和6年5月30日（木）に全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

10 参加意向申出書等の提出

(1) 提出書類

名称	様式	提出対象者等
①プロポーザル参加意向申出書	第1号	単独事業者及び代表事業者
②共同事業体構成団体一覧	第2号	共同事業体のみ
③共同事業体協定書	第3号	共同事業体のみ
④会社概要	任意様式	全ての事業者
⑤一級建築士事務所登録通知書の写し		単独事業者及び代表事業者
⑥業務実績	第4号	全ての事業者
⑦コンセプトの実現及び本業務への取り組み方	任意様式	単独事業者及び代表事業者

(2) 提出期限 令和6年6月14日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

担当部局への持参もしくは郵送によること。

※持参の場合は、担当部局に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

(4) 作成及び提出上の留意事項

- ①作成にあたっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。
- ②代表者印を押印した正本１部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない写し１部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。
- ③サイズは日本産業規格によるＡ４、縦版、左綴りで、インデックスを付し、簡易製本すること。
- ④共同事業体で参加する場合は、上記提出書類①及び②の「所在」、「氏名」欄に「共同事業体名」、「代表事業者（所在、氏名）」を記載すること。
- ⑤「コンセプトの実現及び本業務への取り組み方（任意様式）」は、Ａ４サイズ２枚以内で作成すること。なお、評価基準の評価項目も参照すること。

11 第１次審査

(1) 実施方法

本要領６における参加資格を満たしているかを確認したうえで、提出書類の内容について審査を行い、技術提案者を３者選定する。なお、参加意向申出者が１者の場合でも受付・審査をする。

(2) 第１次審査結果の通知

第１次審査結果は、令和６年６月２１日（金）までにすべての参加意向申出者に対して通知する。なお、審査結果についての問合せには一切応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

12 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の提出期限 令和６年７月２日（火）午後５時まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、質問書（任意様式）を担当部局に提出するとともに、電話により担当部局へ提出したことを連絡すること。

(3) 回答

令和６年７月９日（火）に全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

13 技術提案書等の提出

技術提案者は、次のとおり技術提案書等を提出すること。なお、1事業者につき1つの提案の提出に限る。

(1) 提出書類

名称	様式	留意事項
①技術提案書表紙	第5号	所在地・会社名・代表者を記入し、代表者印を押印した上で鑑表紙とする。
②技術提案書	任意様式	本業務に対する基本的な考え方、取組方針を記載するとともに、仕様書に示す業務内容について、具体的な実施方法及び業務フローを記載する。
③業務工程表	任意様式	業務のスケジュールを記載する。
④業務実施体制	第6号	本業務に係る人員について、担当する業務内容及び役割を記載する。
⑤配置予定者の経歴調書	第7号	配置予定人員の氏名、経歴、実績等について記載する。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付する。
⑥見積書	任意様式	合計金額のほか、積算内訳も記載する。

(2) 提出期限 令和6年7月29日(月)午後5時まで

(3) 提出方法 電子メール及び持参によること。

※提出書類をPDF形式に変換し、電子メールに添付して提出すること。

メール1通あたりのファイル容量は10MB以内とし、容量が大きい場合は分割して送信すること。

※持参については、担当部局に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※提案書類提出時にくじを引き、番号の大きい提案者から当日のプレゼンテーションを開始する。

(4) 作成上の注意

①作成にあたっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。

②提出書類は、提案書表紙に代表者印を押印した正本1部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本12部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。

③サイズは日本産業規格によるA4(縦版)(必要に応じてA3(横版)も可)、左綴り、ページ番号、インデックスを付し、簡易製本すること。

④本要領及び仕様書の内容を踏まえ、評価基準における「評価の視点」について、具体的な説明を盛り込むこと。

⑤専門用語を使用する際は、注釈をつけること。

14 第2次審査

(1) 実施方法

技術提案書等の内容及びプレゼンテーションについて、審査を行い、受託候補者を選定する。

- ①プレゼンテーションは技術提案書ごとに行い、持ち時間は45分（説明30分、質疑15分）以内とする。
- ②プレゼンテーション会場への入場者は、1事業者あたり6名以内とする。
※出席者は企業名等を特定できる服装及び言動はせず、匿名性を確保すること。
- ③プレゼンテーションは、提出された技術提案書等を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めないものとする。
- ④プレゼンテーションに必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターは、本市で用意する。なお、プレゼンテーション用の資料はパワーポイント形式とし、作成したデータをCD-Rで担当部局へ提出すること。
※パソコンは、Microsoft Office Power Point 2019がインストール

(2) 実施日

プレゼンテーションの日程は次のとおりとし、詳細は別途通知する。

- ①実施日 令和6年8月6日（火）
- ②実施場所 木更津市役所 駅前庁舎8階

(3) 第2次審査結果の通知

第2次審査結果は、令和6年8月8日（木）までにすべての参加意向申出者に対して通知する。なお、審査結果についての問合せには一切応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

15 受託候補者の選定及び評価基準

(1) 受託候補者の選定

- ①技術提案書等の内容について、審査要領に基づき審査を行い、次のア及びイのいずれも満たす者を受託候補者として選定する。
 - （ア）合計得点が最も高い者
 - （イ）合計得点が、以下の式を満たしている者
【合計得点 $\geq$ 評価項目の合計点（100点） $\times$ 検討委員会委員の人数 $\times$ 0.6】
- ②最高得点者が2人以上ある場合は、検討委員会委員の協議により受託候補者を選定する。
- ③技術提案者が1者のみの場合でも、検討委員会（プレゼンテーション審査）の開催を経て、受託候補者の選定を行うものとする。

(2) 評価基準

	評価項目		評価の視点	配点
第1次審査	①	業務実績	・同種業務の実績があり、必要な経験や知識が十分にあるか。	5
	②	業務理解	・木更津飛行場周辺まちづくり基本構想、基本計画、実施計画（吾妻公園）を十分理解し、コンセプトをどのように実現するのかの視点や考え方が具体的に示されているか。	10
	③	本業務への取り組み方	・本業務における実施体制や、関係者意見の反映も含めた工程について、どのように検討しているか。	10
第2次審査	④	実施体制	・業務完了までのスケジュールを理解したうえで、業務全体の効率的な実施体制となっているか。 ・業務に関わる担当者や人員配置計など、効果的なチーム体制であるか。	15
	⑤	複合施設のあり方	・文化芸術施設の内部も含め、吾妻公園内の施設を一体的・複合的に活用できる工夫に関する考え方が示されているか。	15
	⑥	将来の使い方	・供用開始後を見据え、将来に渡り、多様な使い方ができるような工夫や考え方が示されているか。	15
	⑦	独自提案	・本施設整備における独自の課題設定及びその解決方法が示されているか。	10
	⑧	コストマネジメント	・イニシャルコスト、ランニングコストの縮減に関する具体的な考え方が示されているか。	10
	⑨	価格	・以下の式により算出する。 【(提案価格の最も低い価格÷当該提案者の価格)×本評価の配点】 ※小数点以下を切り捨て後、集計する。	10
	合 計			100

(4) 評価項目の採点基準

評価	評価基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0

16 審査結果の公表

審査結果については、次のとおり公表する。

- (1) 公表事項 参加事業者名（受託候補者のみ）、総合計得点
- (2) 公表方法 木更津市公式ホームページ内に掲載する。

17 契約の締結

- (1) 受託候補者と業務の詳細を協議の上、再度見積書（提案書類の提出時の見積書とは別に）を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。
（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約）
なお、次年度以降に予定している本業務に関する実施設計業務については、特に支障がない限り、本業務の受託者と随意契約を行う予定である。
- (2) 受託候補者に事故があり、見積書を徴することが不可能となった場合、又は受託候補者との協議が整わない場合は、次点者と業務の詳細等を協議のうえ、契約を締結する。

18 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とし、プロポーザル参加停止通知書により通知する。
 - ① 技術提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
 - ② 本要領6の提案資格を満たしていないと判断される場合
 - ③ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ④ 見積額が提案上限額を超えている場合
 - ⑤ プレゼンテーション審査に欠席した場合
 - ⑥ 選考の公平性を害する行為があった場合
 - ⑦ 検討委員会委員及び担当部局職員に助言を求めることや不正な接触を行った場合
 - ⑧ 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為等、検討委員会委員長が失格であると認めた場合

- (2) プロポーザル参加意向申出書及び技術提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する費用は、すべて当該提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) プロポーザル参加意向申出書及び技術提案書類等の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 技術提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、木更津市情報公開条例（平成12年条例第4号）に準じ、提出された書類を公開することがある。
- (7) 本業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、本市に帰属するものとする。
- (8) 技術提案者がいなかった場合や、本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。
- (9) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。
- (10) 受託候補者が決定するまでの間、技術提案者の数等は公表しないものとする。

19 担当部局

〒292-8501

木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎8階

木更津市企画部地域政策室

電話：0438-38-6890 FAX：0438-23-9338

Email：chiiki@city.kisarazu.lg.jp